

第864回教育委員会臨時会会議録

- 1 招集日時 平成27年3月20日（金） 午後1時30分
- 2 招集場所 教育委員会会議室
- 3 出席委員 庄子委員長，佐竹委員，伊藤委員，遠藤委員，奈須野委員，高橋教育長
- 4 説明のため出席した者
吉田教育次長，鈴木教育次長，志子田総務課長，鈴木教職員課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第864回宮城県教育委員会臨時会会議録署名委員の指名，議事日程について

委 員 長 伊藤委員及び奈須野委員を指名する。
本日の議事日程は，配付資料のとおり。

7 議 事

- 第1号議案 宮城県教育委員会会議規則の一部改正について
- 第2号議案 宮城県教育委員会傍聴人傍聴規則の一部改正について
- 第3号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について
- 第4号議案 教育長の退職手当の支給に関する規則の廃止について
- 第5号議案 宮城県教育委員会公告式規則の一部改正について

委 員 長 第1号議案から第5号議案については，地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い，関連する教育委員会規則の改正等を行うものであるため，一括して説明を受けることとし，その後，各号議案毎に質疑，採決を行うこととしてよろしいか。（委員全員に諮って）そのように進めることとする。

（説明者：教育長）

第1号議案から第5号議案まで関連があるので，一括して御説明申し上げます。

資料は，1ページから37ページであるが，1ページの「第1号議案から第5号議案までの説明資料」により御説明申し上げます。

これら5つの議案については，地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い，所要の改正を行うものである。

はじめに，第1号議案「宮城県教育委員会会議規則の一部改正」及び第2号議案「宮城県教育委員会傍聴人傍聴規則」について，御説明申し上げます。

この2つの規則は，改正法の施行に伴い，教育委員長職が廃止され，教育委員長と教育長が一本化された新「教育長」が置かれることとなり，教育委員会の会議について，新「教育長」が主宰することとなるため，所要の改正が必要となるものである。

会議規則の主な改正の内容としては，現在，議事進行については委員長が行っているが，新制度では，教育長が行うこととなるので，それに合わせた条項とするものである。

また，会議録の公表について，本県では，既に会議の詳細な議事録を作成し，インターネットホームページなどで公開しているが，規則上，明記することとしたものである。

傍聴規則の改正については，議事進行が教育長となることから，退場の命令を行う者についても，委員長から教育長に改正するものである。

次に，第3号議案「教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正」について，御説明申し上げます。

本議案は，改正法の施行に伴い，新「教育長」が，議会の同意を得て，首長が直接任命することとなるこ

とから、教育委員会から教育長に委任できない事務として定めている教育長の任免等に関する規定を削るものである。

次に、第4号議案「教育長の退職手当の支給に関する規則の廃止」について、御説明申し上げる。

本議案は、改正法の施行に伴い、特別職のみの身分を有する新「教育長」については、給与等に関して、特別職として諸規定を整備する必要がある。

本規則は、現行の一般職の身分の教育長を前提とした、「県教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」に基づき定めており、当該条例の廃止が、先の定例県議会において可決されたことから、条例の廃止に伴い、本規則の廃止を行うものである。

次に、第5号議案「宮城県教育委員会公告式規則の一部改正」について、御説明申し上げる。

本議案は、改正法の施行に伴う条ずれについて、所要の改正を行うものである。

只今御説明したこれらの規則について、施行期日は、平成27年4月1日としている。

なお、改正法附則第2条の規定により、施行日時時点で在職する教育長は、その教育委員としての任期中に限り、従前の例により在職することとされ、現行法の一部の規定が、なお効力を有するものとされている。

これらの規則においても、現行の教育長が在職する期間においては、改廃前の規定が適用され、これまでの体制等が維持させるよう経過措置を設けるものである。

改正等の概要は以上である。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

第1号議案 宮城県教育委員会会議規則の一部改正について

(質 疑) 質疑なし

委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第2号議案 宮城県教育委員会傍聴人傍聴規則の一部改正について

(質 疑) 質疑なし

委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第3号議案 教育長に対する事務の委任等に関する規則の一部改正について

(質 疑) 質疑なし

委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第4号議案 教育長の退職手当の支給に関する規則の廃止について

(質 疑) 質疑なし

委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第5号議案 宮城県教育委員会公告式規則の一部改正について

(質 疑)

佐 竹 委 員 第1号議案から第5号議案までの全体の確認として、本県では経過措置を適用するという説明があったが、現状維持で経過措置の条例を適用するというだけでよい。

総 務 課 長 改正法の附則に基づいて、現在の教育長が教育委員である限りは、現行どおりとするという規定がある。それに合わせてこれらの規則も経過措置として現行の教育長が委員である間は改正前の規定を適用するというのである。

委 員 長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第6号議案 宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正について

第7号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について

委員長 第6号議案及び第7号議案については、知事部局が所管する「単純労務職員の給与に関する規程」の改正に伴い、教育委員会規則の一部改正を行うものであるため、一括して説明を受けることとし、その後、各号議案毎に質疑、採決を行うこととしてよろしいか。
(委員全員に諮って) そのように進めることとする。

(説明者：教育長)

第6号議案及び第7号議案については、関連があるので一括して御説明申し上げる。
内容は、単純労務職員の給料表の見直しに伴い、関連する規則について所要の改正を行うものである。
なお、改正後の規則は、ともに平成27年4月1日から施行することとしている。
資料は、38ページから45ページである。
はじめに、資料の38ページを御覧願いたい。

第6号議案「宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正」について、この規則は、職員の給与に関する条例に基づき、教育委員会に属する単純労務職員の給与に関し、必要な事項を定めているものである。

40ページの新旧対照表を御覧願いたい。給料表等については、知事部局で定める「単純労務職員の給与に関する規程」を準用するものとしているが、今回、単純労務職員の給料表について、国における同種の職員の給料表に準拠し、現行の4級制から5級制に改めることになったため、規則別表に定める職務の級の分類について改正を行うものである。

改正の内容は、新たな給料表に定める職務の級にあわせて、現行の1級の職務を改正後の1級又は2級の職務に、2級を3級に、3級を4級に、4級を5級にそれぞれ改めるものである。

なお、新たな給料表に切り替えることにより、給料月額が低くなる職員については、経過措置として、昇給等により現在受けている給料月額に達するまでの間、現在の給料月額を支給することとなる。

次に、資料の41ページを御覧願いたい。

第7号議案「宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正」について、この規則は、職員等の旅費に関する条例に基づき、教育委員会に属する職員等の旅費の支給に関し、必要な事項を定めているものである。

44ページの新旧対照表を御覧願いたい。

今回、単純労務職員の給料表が4級制から5級制に改正されることに伴い、規則別表に定める行政職給料表に相当する職務の級について改正を行うものである。

表の右側の「給与条例第25条に規定する職員」の欄が単純労務職員に該当するものであるが、新たな給料表に定める職務の級にあわせて、対応する級及び号俸に改めるものである。

次の45ページの別表(その2)は再任用職員等について定めているものであるが、同様に対応する級に改めるものである。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

第6号議案 宮城県教育委員会に属する単純労務職員の給与に関する規則の一部改正について

(質 疑)

遠藤委員 国では4級を5級にしたとの説明があったと思うが、級を増やした意図は分かるか。
教職員課長 国は元々5級であったが、本県の場合は実情に応じて4級としていたため、国に合わせたというのが今回の改正である。

遠藤委員 実質的には、新しい給料表に追いつくまでは給料は変わらないということでしょうか。
教職員課長 昇給によって追いつくまでは現給保障となる。

佐竹委員 対象となる技能職の方への説明はきちんと行っていただきたい。
教職員課長 該当職員には、きちんと説明を行ってまいりたい。組合交渉も妥結したところである。基本的に現在1級の方が新1級と新2級に分かれ、2級が新3級、3級が新4級、4級

佐竹委員 給料表の中でランクアップするというイメージか。
教職員課長 ランクアップというよりは、新2級を設けたことにより今の2～4級がずれたというイメージである。今回の改正によって、昇給やランクアップということではなく、便宜上、級が上がることである。
委員長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

第7号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部改正について
(質疑) 質疑なし
委員長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

8 閉 会 午後1時50分

平成27年4月15日

署名委員

署名委員